

肥料取締法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

一	肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）		（本則関係）	1
二	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）		（附則第十一条関係）	20
三	農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）		（附則第十二条関係）	21
四	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七十七号）		（附則第十二条関係）	22
五	地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）		（附則第十二条関係）	23
六	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第八十三号）		（附則第十二条関係）	24
七	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）		（附則第十二条関係）	25
八	食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）		（附則第十二条関係）	27
九	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十三号）		（附則第十二条関係）	28
十	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）		（附則第十四条関係）	29

一 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）（本則関係）

改 正 案	現 行
肥料の品質の確保等に関する法律 （目的） 第一条 この法律は、肥料の生産等に関する規制を行うことにより、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、もつて農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において「肥料」とは、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施される物及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物をいう。 2 この法律において「特殊肥料」とは、農林水産大臣の指定する米ぬか、堆肥その他の肥料をいい、「普通肥料」とは、特殊肥料以外の肥料をいう。 3 この法律において「保証成分量」とは、生産業者、輸入業者又は販売業者が、その生産し、輸入し、又は販売する普通肥料につき、それが含有しているものとして保証する主成分の最小量を百分比で表したものをいう。 4 （略） （公定規格）	肥料取締法 （目的） 第一条 この法律は、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もつて農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において「肥料」とは、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土じょうに化学的変化をもたらすことを目的として土地にほどこされる物及び植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物をいう。 2 この法律において「特殊肥料」とは、農林水産大臣の指定する米ぬか、たい肥その他の肥料をいい、「普通肥料」とは、特殊肥料以外の肥料をいう。 3 この法律において「保証成分量」とは、生産業者、輸入業者又は販売業者が、その生産し、輸入し、又は販売する普通肥料につき、それが含有しているものとして保証する主成分（肥料の種別ごとに政令で定める主要な成分をいう。以下同じ。）の最小量を百分比で表わしたものをいう。 4 （略） （公定規格）

（傍線部分は改正部分）

第三条 農林水産大臣は、普通肥料につき、その種類ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についての規格（以下「公定規格」という。）を定める。 一 次条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる普通肥料（<u>次号に掲げるものを除く。</u>） 含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される植物にとつての有害成分の最大量その他必要な事項 二 <u>次条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる普通肥料のうち、その原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難なものとして農林水産省令で定めるもの</u> 含有すべき主成分の最小量又は最大量、使用される原料、含有を許される植物にとつての有害成分の最大量その他必要な事項 三 <u>次条第一項第三号及び第五号に掲げる普通肥料</u> <u>使用される原料、含有</u>を許される植物にとつての有害成分の最大量その他必要な事項 2 農林水産大臣は、公定規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その期日の<u>少なくとも三十日前までに</u>、これを公告しなければならない。 （登録を受ける義務） 第四条 普通肥料を業として生産しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、次の区分に従い、第一号から第六号までに掲げる肥料にあつては農林水産大臣の、第七号に掲げる肥料にあつては生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 一・二 （略） 三 汚泥を原料として生産される普通肥料その他のその原料の特	第三条 農林水産大臣は、普通肥料につき、その種類ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についての規格（以下「公定規格」という。）を定める。 一 次条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる普通肥料 含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される植物にとつての有害成分の最大量その他必要な事項 （新設） 二 <u>次条第一項第三号及び第五号に掲げる普通肥料</u> <u>含有</u>を許される植物にとつての有害成分の最大量その他必要な事項 2 農林水産大臣は、公定規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その期日の<u>少くとも三十日前までに</u>、これを公告しなければならない。 （登録を受ける義務） 第四条 普通肥料を業として生産しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、次の区分に従い、第一号から第六号までに掲げる肥料にあつては農林水産大臣の、第七号に掲げる肥料にあつては生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。<u>ただし、普通肥料で公定規格が定められていないもの及び専ら登録を受けた普通肥料（第三号から第五号までに掲げる普通肥料を除く。）が原料として配合される普通肥料であつて農林水産省令で定めるもの（以下「指定配合肥料」という。）については、この限りでない。</u> 一・二 （略） 三 汚泥を原料として生産される普通肥料その他のその原料の特
--	--

性からみて銘柄ごとの<u>主成分</u>が著しく異なる普通肥料であつて、植物にとつての有害成分を含有するおそれが高いものとして農林水産省令で定めるもの（第五号に掲げるものを除く。）	四〇七（略）	2	前項の規定は、次に掲げる肥料については、適用しない。	一	専ら登録を受けた普通肥料（前項第三号から第五号までに掲げるものを除く。）が原料として配合される普通肥料（配合に伴い農林水産大臣が定める方法により加工されるものを含む。）であつて、配合又は加工に伴い化学的变化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産省令で定めるもの	三	専ら登録を受けた普通肥料（前項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）及び登録を受けた普通肥料（同項第三号に掲げるものに限る。）若しくは特殊肥料（第二十二条第一項の規定による届出がされたものに限る。次号において同じ。）又はその双方が原料として配合される普通肥料（配合に伴い農林水産大臣が定める方法により加工されるものを含む。）であつて、配合又は加工に伴い化学的变化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産省令で定めるもの	四	登録を受けた普通肥料（前項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）若しくは特殊肥料又はその双方に、地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）第十一条第一項に規定する土壤改良資材（肥料であるものを除く。）のうち農林水産省令で定めるもの（以下「指定土壤改良資材」という。）が混入される普通肥料（混入に伴い農林水産大臣が定める方法により加工されるものを含む。）であつて、混入又は加工に伴い化学的变化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産省令で定めるもの	3	都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合その他政令で定める者（<u>第十六条の二第二項において「農業協同組合</u>
性からみて銘柄ごとの<u>主要な成分</u>が著しく異なる普通肥料であつて、植物にとつての有害成分を含有するおそれが高いものとして農林水産省令で定めるもの（第五号に掲げるものを除く。）	四〇七（略） （新設）	2	都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合その他政令で定める者（<u>以下「農業協同組合等」という。</u>）は、公定								

等」という。）は、公定規格が定められている第一項第六号に掲げる普通肥料（同項第三号から第五号までに掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合されるものを除く。）を業として生産しようとする場合には、同項の規定にかかわらず、当該肥料を生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

4 | 普通肥料を業として輸入しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林水産大臣の登録を受けなければならない。ただし、第二項各号に掲げる普通肥料及び第三十三条の二第一項の規定による登録を受けた普通肥料については、この限りでない。

（仮登録を受ける義務）

第五条 普通肥料で公定規格が定められていないもの（前条第二項第二号から第四号までに掲げる普通肥料（以下「指定混合肥料」という。）及び第三十三条の二第一項の規定による仮登録を受けた普通肥料を除く。）を業として生産し、又は輸入しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林水産大臣の仮登録を受けなければならない。

（登録及び仮登録の申請）

第六条 登録又は仮登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、次の事項を記載した申請書に登録又は仮登録を受けようとする肥料の見本を添えて、農林水産大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 保証成分量その他の規格（第四条第一項第三号及び第五号に掲げる肥料にあつては、使用される原料その他の規格。第十条第五号及び第十六条第一項第三号において同じ。）

四・五 （略）

規格が定められている前項第六号に掲げる普通肥料（同項第三号から第五号までに掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合されるものを除く。）を業として生産しようとする場合には、同項の規定にかかわらず、当該肥料を生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

3 | 普通肥料を業として輸入しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林水産大臣の登録を受けなければならない。ただし、普通肥料で公定規格が定められていないもの、指定配合肥料及び第三十三条の二第一項の規定による登録を受けた普通肥料については、この限りでない。

（仮登録を受ける義務）

第五条 普通肥料で公定規格が定められていないもの（指定配合肥料及び第三十三条の二第一項の規定による仮登録を受けた普通肥料を除く。）を業として生産し、又は輸入しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林水産大臣の仮登録を受けなければならない。

（登録及び仮登録の申請）

第六条 登録又は仮登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、次の事項を記載した申請書に登録又は仮登録を受けようとする肥料の見本を添えて、農林水産大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 保証成分量その他の規格（第四条第一項第三号及び第五号に掲げる肥料にあつては、含有を許される植物にとつての有害成分の最大量その他の規格。第十条第五号及び第十六条第一項第三号において同じ。）

四・五 （略）

六 原料、生産の方法等からみて、植物に害がないことを明らかにするために特に必要があるものとして農林水産省令で定める肥料の登録にあつては、植物に対する害に関する栽培試験の成績	七十一（略）	2（略）	（登録） 第七条 前条第一項の規定により登録の申請があつたときは、農林水産大臣は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、都道府県知事はその職員に、申請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせ、当該肥料が公定規格に適合し、かつ、当該肥料の名称が第二十六条第二項の規定に違反しないことを確認したときは、当該肥料を登録しなければならない。ただし、調査の結果、前条第一項第六号の農林水産省令で定める肥料については、通常の施用方法に従い当該肥料を施用する場合に、植物に害があると認められるとき、農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料については、申請書に記載された適用植物の範囲及び施用方法に従い当該特定普通肥料を施用する場合に、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるときは、この限りでない。	2・3（略）	（仮登録） 第八条 第六条第一項の規定により仮登録の申請があつたときは、農林水産大臣は、センターに申請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせなければならない。ただし、申請に係る肥料が次条第三項の規定により仮登録を取り消されたものと同一のもの（名称が異なる場合を含む。）であるときは、調査をさせないでその申請を却下することができる。
六 原料、生産の方法等からみて、植物に害がないことを明らかにするために特に必要があるものとして農林水産省令で定める肥料並びに第四条第一項第三号及び第五号に掲げる肥料の登録にあつては、植物に対する害に関する栽培試験の成績	七十一（略）	2（略）	（登録） 第七条 前条第一項の規定により登録の申請があつたときは、農林水産大臣は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、都道府県知事はその職員に、申請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせ、当該肥料が公定規格に適合し、かつ、当該肥料の名称が第二十六条第二項の規定に違反しないことを確認したときは、当該肥料を登録しなければならない。ただし、調査の結果、前条第一項第六号の農林水産省令で定める肥料並びに第四条第一項第三号及び第五号に掲げる肥料については、通常の施用方法に従い当該肥料を施用する場合に、植物に害があると認められるとき、農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料については、申請書に記載された適用植物の範囲及び施用方法に従い当該特定普通肥料を施用する場合に、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるときは、この限りでない。	2・3（略）	（仮登録） 第八条 第六条第一項の規定により仮登録の申請があつたときは、農林水産大臣は、センターに申請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせなければならない。ただし、申請に係る肥料が次条第三項の規定により仮登録を取り消されたものであるときは、調査をさせないでその申請を却下することができる。

2 4 (略)	(指定混合肥料の生産業者及びその輸入業者の届出) 第十六条の二 指定混合肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する一週間前までに、輸入業者及び第四条第一項第一号から第三号までに掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合される指定混合肥料の生産業者にあつては農林水産大臣に、その他の生産業者にあつてはその生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。 一・二 (略) 三 第四条第二項第二号から第四号までに掲げる普通肥料のいづれに該当するかの別 四・五 (略)
2 4 (略)	(指定配合肥料の生産業者及びその輸入業者の届出) 第十六条の二 指定配合肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する二週間前までに、輸入業者及び第四条第一項第一号又は第二号の普通肥料の一種以上が原料として配合される指定配合肥料の生産業者にあつては農林水産大臣に、その他の生産業者にあつてはその生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。 一・二 (略) (新設) 三・四 (略)
2 農業協同組合等が第四条第一項第一号又は第二号に掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合される指定混合肥料(同項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されるものを除く。)の生産業者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該肥料を生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に、同項各号に掲げる事項を届け出なければならない。 3 指定混合肥料の生産業者又はその輸入業者は、第一項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。	2 農業協同組合等が第四条第一項第一号又は第二号の普通肥料の一種以上が原料として配合される指定配合肥料の生産業者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該肥料を生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に、同項各号に掲げる事項を届け出なければならない。 3 指定配合肥料の生産業者又はその輸入業者は、第一項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。
(生産業者保証票及び輸入業者保証票) 第十七条 生産業者又は輸入業者は、普通肥料を生産し、又は輸入したときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては各荷口又は各個。以下同じ。)に次の事項を記載した生産業者保証票又は輸入業者保証票を付さなければならない。当該肥料が自己の所有又は管理に属している間に、当該保証票が滅失し	(生産業者保証票及び輸入業者保証票) 第十七条 生産業者又は輸入業者は、普通肥料を生産し、又は輸入したときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては各荷口又は各個。以下同じ。)に次の事項を記載した生産業者保証票又は輸入業者保証票を付さなければならない。当該肥料が自己の所有又は管理に属している間に、当該保証票が滅失し

、又はその記載が不明となつたときも、また同様とする。ただし、輸入業者が第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料を輸入したときは、この限りでない。	一 (略) 二 肥料の種類及び名称（仮登録の場合又は指定混合肥料の場合には肥料の名称）	三 保証成分量（第四条第一項第三号及び第五号並びに同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料にあつては、その種類ごとに農林水産大臣が定める主成分の含有量）	四 (略) 五 指定混合肥料以外の肥料にあつては、登録番号又は仮登録番号	六 (略) 七 第二十五条ただし書の規定により異物を混入した場合（同条第一号に掲げる場合に限る。）にあつては、その混入した物の名称及び混入の割合	八 仮登録を受けた肥料又は指定混合肥料にあつてはその旨の表示	九 第四条第二項第三号に掲げる普通肥料にあつては、その配合した普通肥料（同条第一項第三号に掲げるものに限る。）又は特殊肥料の種類及び配合の割合	十 第四条第二項第四号に掲げる普通肥料にあつては、その配合した普通肥料（同条第一項第三号に掲げるものに限る。）又は特殊肥料の種類及び配合の割合並びにその混入した指定土壌改良資材の種類及び混入の割合	十一 (略) 十二 第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料の輸入業者は、当該肥料の容器若しくは包装を開き、若しくは変更したとき、又は容器若しくは包装のない当該肥料を容器に入れ、若しくは包装したときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部に次の事項を
、又はその記載が不明となつたときも、また同様とする。ただし、輸入業者が第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料を輸入したときは、この限りでない。	一 (略) 二 肥料の種類及び名称（仮登録の場合又は指定配合肥料の場合には肥料の名称）	三 保証成分量（第四条第一項第三号及び第五号に掲げる普通肥料にあつては、その種類ごとに農林水産大臣が定める主要な成分の含有量）	四 (略) 五 指定配合肥料以外の肥料にあつては、登録番号又は仮登録番号	六 (略) 七 第二十五条ただし書の規定により異物を混入した場合にあつては、その混入した物の名称及び混入の割合	八 仮登録を受けた肥料又は指定配合肥料にあつてはその旨の表示	九 (新設) 十 (新設)	十一 (新設)	十二 第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料の輸入業者は、当該肥料の容器若しくは包装を開き、若しくは変更したとき、又は容器若しくは包装のない当該肥料を容器に入れ、若しくは包装したときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部に次の事項を

記載した輸入業者保証票を付さなければならない。生産業者保証票が付されていないか、又はその記載が不明となつた当該肥料を輸入したとき、及び輸入した当該肥料が自己の所有又は管理に属している間に、生産業者保証票が滅失し、又はその記載が不明となつたときも、同様とする。 一、三（略） 四 前項第二号、第三号、第七号から第十号まで及び<u>第十四号</u>に掲げる事項 五、八（略）	3 （略）	（販売業者保証票） 第十八条 販売業者は、普通肥料の容器若しくは包装を開き、若しくは変更したとき、又は容器若しくは包装のない普通肥料を容器に入れ、若しくは包装したときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部に次の事項を記載した販売業者保証票を付さなければならない。生産業者保証票、輸入業者保証票及び販売業者保証票（以下「保証票」という。）が付されていないか、又はその記載が不明となつた普通肥料の引渡しを受けたとき、及び引渡しを受けた普通肥料が自己の所有又は管理に属している間に、その保証票が滅失し、又はその保証票の記載が不明となつたときも、また同様とする。 一、二（略） 三 前条第一項第二号、第三号、第五号から第七号まで及び第九号から<u>第十四号</u>までに掲げる事項 四、六（略） 2 （略）	2 （略）	（譲渡等の制限又は禁止） 第十九条 生産業者、輸入業者又は販売業者は、普通肥料（<u>指定混合肥料</u>を除く。）については、登録又は仮登録を受けており、か
記載した輸入業者保証票を付さなければならない。生産業者保証票が付されていないか、又はその記載が不明となつた当該肥料を輸入したとき、及び輸入した当該肥料が自己の所有又は管理に属している間に、生産業者保証票が滅失し、又はその記載が不明となつたときも、同様とする。 一、三（略） 四 前項第二号、第三号、第七号から第十号まで及び<u>第十二号</u>に掲げる事項 五、八（略）	3 （略）	（販売業者保証票） 第十八条 販売業者は、普通肥料の容器若しくは包装を開き、若しくは変更したとき、又は容器若しくは包装のない普通肥料を容器に入れ、若しくは包装したときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部に次の事項を記載した販売業者保証票を付さなければならない。生産業者保証票、輸入業者保証票及び販売業者保証票（以下「保証票」という。）が付されていないか、又はその記載が不明となつた普通肥料の引渡しを受けたとき、及び引渡しを受けた普通肥料が自己の所有又は管理に属している間に、その保証票が滅失し、又はその保証票の記載が不明となつたときも、また同様とする。 一、二（略） 三 前条第一項第二号、第三号、第五号から第七号まで及び第九号から<u>第十二号</u>までに掲げる事項 四、六（略） 2 （略）	2 （略）	（譲渡等の制限又は禁止） 第十九条 生産業者、輸入業者又は販売業者は、普通肥料（<u>指定混合肥料</u>を除く。）については、登録又は仮登録を受けており、か

つ、保証票が付されているもの、 指定混合肥料 については、保証票が付されているものでなければ、これを譲り渡してはならない。	2・3 (略)	(保証票の記載事項の制限)	第二十条 保証票には、第十七条第一項各号若しくは第二項各号又は第十八条第一項各号に掲げる事項、商標及び商号並びに荷口番号及び出荷年月以外の事項を記載し、又は虚偽の記載をしてはならない。	(普通肥料の表示の基準)	第二十一条 農林水産大臣は、普通肥料について、その消費者が施用若しくは保管上の注意を要すると認めるとき、又はその消費者が購入に際し品質若しくは効果を明確に識別することが著しく困難であり、かつ、施用上その品質若しくは効果を明確に識別することが特に必要であると認めるときは、次に掲げる事項を内容とする表示の基準を定め、これを告示するものとする。 一 施用上若しくは保管上の注意事項として表示すべき事項又は原料の使用割合その他その品質若しくは効果を明確にするために表示すべき事項 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して生産業者、輸入業者又は販売業者が遵守すべき事項 都道府県知事は、その登録した普通肥料又はその届出に係る 指定混合肥料 について、前項の表示の基準を定めるべき旨を農林水産大臣に申し出ることができる。	(特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出)
--	---------	---------------	--	--------------	--	------------------------

つ、保証票が付されているもの、 指定配合肥料 については、保証票が付されているものでなければ、これを譲り渡してはならない。	2・3 (略)	(保証票の記載事項の制限)	第二十条 保証票には、第十七条第一項各号若しくは第二項各号又は第十八条第一項各号に掲げる事項、商標及び商号並びに 生産業者保証票又は輸入業者保証票にあつては 荷口番号及び出荷年月以外の事項を記載し、又は虚偽の記載をしてはならない。	(施用上の注意等の表示命令) (新設)	第二十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、その登録若しくは仮登録をした普通肥料又はその受理した届出に係る 指定配合肥料 の生産業者又は輸入業者に対し、当該肥料の施用上若しくは保管上の注意又は原料の使用割合その他その品質若しくは効果を明確にするために必要な事項を当該肥料の容器又は包装の外部に表示すべき旨を命ずることができる。	(特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出)
--	---------	---------------	--	------------------------	---	------------------------

第二十二條 特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する<u>一週間</u>前までに、その生産する事業場の所在地又は輸入の場所を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならぬ。 一 (略) 二 肥料の<u>種類及び</u>名称 三・四 (略) 2 (略)	(特殊肥料の表示の基準) 第二十二條の二 農林水産大臣は、特殊肥料のうち、<u>その消費者が施用上若しくは保管上の注意を要するため、又はその消費者が購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、施用上その品質を識別することが特に必要であるため、その表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定める種類のものについて、次に掲げる事項を内容とする表示の基準を定め、これを告示するものとする。</u> 一 <u>施用上若しくは保管上の注意事項として表示すべき事項又は主成分の含有量、原料その他品質に関し表示すべき事項</u> 二 (略) 2 都道府県知事は、特殊肥料の種類を示して、前項の表示の基準を定めるべき旨を農林水産大臣に申し出ることができる。	(指示等) 第二十二條の三 農林水産大臣は、<u>第二十一条第一項の規定により告示された同項第一号に掲げる事項若しくは前条第一項の規定により告示された同項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」と総称する。）</u>を表示せず、又は<u>第二十一条第一項の規定により告示された同項第二号に掲げる事項若しくは前条第一項の規定により告示された同項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」と総称す</u>
第二十二條 特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する<u>二週間</u>前までに、その生産する事業場の所在地又は輸入の場所を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならぬ。 一 (略) 二 肥料の名称 三・四 (略) 2 (略)	(特殊肥料の表示の基準) 第二十二條の二 農林水産大臣は、特殊肥料のうち、その消費者が購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、施用上その品質を識別することが特に必要であるため<u>その品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定める種類のものについて、その種類ごとに、次に掲げる事項につき表示の基準となるべき事項を定め、これを告示するものとする。</u> 一 <u>主要な成分の含有量、原料その他品質に関し表示すべき事項</u> 二 (略) 2 都道府県知事は、特殊肥料の種類を示して、前項の表示の基準となるべき事項を定めるべき旨を農林水産大臣に申し出ることができる。	(指示等) 第二十二條の三 農林水産大臣は、前条第一項の規定により告示された同項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は<u>同項の規定により告示された同項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）</u>を遵守しない生産業者、輸入業者又は販売業者があるときは、当該生産業者、輸入業者又は販売業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨

る。を遵守しない生産業者、輸入業者又は販売業者があるときは、当該生産業者、輸入業者又は販売業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。	2 (略)	3 農林水産大臣は、第一項の指示を受けた者が当該指示に従わなかった場合において、当該指示に係る表示事項又は遵守事項が、消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして農林水産大臣が定めるものに該当するときは、その者に対し、当該指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	4 農林水産大臣は、前項の規定による命令を受けた者（販売業者、都道府県知事の登録した普通肥料若しくはその届出に係る指定混合肥料の生産業者又は特殊肥料の生産業者若しくは輸入業者に限る。）が、当該命令に従わなかった場合には、その旨を当該肥料の販売若しくは生産の業務を行う事業場の所在地又は輸入の場所を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。	(異物混入の禁止) 第二十五条 生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産し、輸入し、又は販売する肥料に、その品質が低下するような異物を混入してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。	一 政令で定める種類の普通肥料の生産業者が当該普通肥料につき公定規格で定める農薬その他の物を公定規格で定めるところにより混入する場合	二 第四条第二項第四号に掲げる普通肥料の生産業者が当該普通肥料を生産するに当たつて指定土壌改良資材を混入する場合 (虚偽の宣伝等の禁止)
の指示をすることができる。	2 (略) (新設)	(新設)	(異物混入の禁止) 第二十五条 生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産し、輸入し、又は販売する肥料に、その品質が低下するような異物を混入してはならない。ただし、政令で定める種類の普通肥料の生産業者が当該普通肥料につき公定規格で定める農薬その他の物を公定規格で定めるところにより混入する場合は、この限りでない。 (新設)	(新設) (虚偽の宣伝等の禁止)		

第二十六条 生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産し、輸入し、又は販売する肥料の主成分若しくはその含有量、効果、原料又は生産の方法に関して虚偽の宣伝をしてはならない。 2 生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産し、輸入し、又は販売する肥料について、その主成分若しくはその含有量、効果、原料又は生産の方法に関して誤解を生ずるおそれのある名称を用いてはならない。	第二十六条 生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産し、輸入し、又は販売する肥料の主成分の含有量又はその効果に関して虚偽の宣伝をしてはならない。 2 生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産し、輸入し、又は販売する肥料について、その主成分又は効果に関して誤解を生ずるおそれのある名称を用いてはならない。
(帳簿の備付) 第二十七条 肥料の生産業者又は輸入業者は、その生産又は輸入の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、肥料を生産し、又は輸入したときは、<u>農林水産省令で定めるところにより</u>、その名称、数量及び原料その他の<u>農林水産省令で定める事項</u>を記載しなければならない。 2 肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産、輸入又は販売の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、肥料を購入し、又は生産業者、輸入業者若しくは販売業者に販売したときは、<u>農林水産省令で定めるところにより</u>、その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載しなければならない。 3 (略) (報告の徴収) 第二十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の<u>施行に必要な限度において</u>、生産業者若しくは輸入業者、肥料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者又は肥料を施用する者からその業務又は肥料の施用に関し報告を徴することができる。	(帳簿の備付) 第二十七条 肥料の生産業者は、その生産する事業場ごとに帳簿を備え、肥料を生産したときは、<u>毎日</u>、その名称及び数量を記載しなければならない。 2 肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産、輸入又は販売の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、肥料を購入し、<u>輸入し</u>、又は生産業者、輸入業者若しくは販売業者に販売したときは、<u>その都度</u>、その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載しなければならない。 3 (略) (報告の徴収) 第二十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の<u>目的を達成するため必要があるとき</u>は、<u>達成するため必要があるとき</u>は、生産業者若しくは輸入業者、肥料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者又は肥料を施用する者からその業務又は肥料の施用に関し報告を徴することができる。
2 (略) 3 都道府県知事は、この法律の<u>施行に必要な限度において</u>、販売業者からその業務に関し報告を徴することができる。	2 (略) 3 都道府県知事は、この法律の<u>目的を達成するため必要があるとき</u>は、販売業者からその業務に関し報告を徴することができる。

4 (略)	(立入検査等) 第三十条 農林水産大臣又は都道府県知事は、<u>この法律の施行に必要な限度において</u>、その職員に、生産業者若しくは輸入業者、肥料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者又は肥料を施用する者の事業場、倉庫、車両、ほ場その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務又は肥料の施用に係る場所に立ち入り、肥料、その原料若しくは業務若しくは肥料の施用の状況に関する帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。						
2 (略) 3 都道府県知事は、<u>この法律の施行に必要な限度において</u>、その職員に、販売業者の事業場、倉庫その他肥料の販売の業務に係る場所にある場合に立ち入り、肥料若しくは業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。 4 5 6 7 (略)	(行政処分) 第三十一条 農林水産大臣は、生産業者又は輸入業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、<u>次項の場合を除き</u>、これらの者に対し、<u>その違反に係る肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又は当該肥料の登録若しくは仮登録を取り消すことができる。</u>						
2 都道府県知事は、その届出に係る販売業者、その登録した普通肥料若しくはその届出に係る<u>指定混合肥料</u>の生産業者又はその届出に係る特殊肥料の生産業者若しくは輸入業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、これらの者に対し	<table><tr><td data-bbox="1369 1124 1410 2033"> 4 (略) </td><td data-bbox="938 1124 1369 2033"> (立入検査等) 第三十条 農林水産大臣又は都道府県知事は、<u>肥料の取締り上必要があると認めるときは</u>、その職員に、生産業者若しくは輸入業者、肥料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者又は肥料を施用する者の事業場、倉庫、車両、ほ場その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務又は肥料の施用に係る場所にある場合に立ち入り、肥料、その原料若しくは業務若しくは肥料の施用の状況に関する帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。 </td></tr><tr><td data-bbox="667 1124 938 2033"> 2 (略) 3 都道府県知事は、<u>肥料の取締り上必要があると認めるときは</u>、その職員に、販売業者の事業場、倉庫その他肥料の販売の業務に係る場所にある場合に立ち入り、肥料若しくは業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。 4 5 6 7 (略) </td><td data-bbox="395 1124 667 2033"> (行政処分) 第三十一条 農林水産大臣は、<u>その登録若しくは仮登録をした普通肥料又はその届出に係る指定配合肥料</u>の生産業者又は輸入業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、これらの者に対し、<u>当該肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができる。</u> </td></tr><tr><td data-bbox="189 1124 395 2033"> 2 都道府県知事は、その届出に係る販売業者、その登録した普通肥料若しくはその届出に係る<u>指定配合肥料</u>の生産業者又はその届出に係る特殊肥料の生産業者若しくは輸入業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき </td><td data-bbox="189 1124 395 2033"> (表示事項を表示せず) </td></tr></table>	4 (略)	(立入検査等) 第三十条 農林水産大臣又は都道府県知事は、<u>肥料の取締り上必要があると認めるときは</u>、その職員に、生産業者若しくは輸入業者、肥料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者又は肥料を施用する者の事業場、倉庫、車両、ほ場その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務又は肥料の施用に係る場所にある場合に立ち入り、肥料、その原料若しくは業務若しくは肥料の施用の状況に関する帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。	2 (略) 3 都道府県知事は、<u>肥料の取締り上必要があると認めるときは</u>、その職員に、販売業者の事業場、倉庫その他肥料の販売の業務に係る場所にある場合に立ち入り、肥料若しくは業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。 4 5 6 7 (略)	(行政処分) 第三十一条 農林水産大臣は、<u>その登録若しくは仮登録をした普通肥料又はその届出に係る指定配合肥料</u>の生産業者又は輸入業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、これらの者に対し、<u>当該肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができる。</u>	2 都道府県知事は、その届出に係る販売業者、その登録した普通肥料若しくはその届出に係る<u>指定配合肥料</u>の生産業者又はその届出に係る特殊肥料の生産業者若しくは輸入業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき	(表示事項を表示せず)
4 (略)	(立入検査等) 第三十条 農林水産大臣又は都道府県知事は、<u>肥料の取締り上必要があると認めるときは</u>、その職員に、生産業者若しくは輸入業者、肥料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者又は肥料を施用する者の事業場、倉庫、車両、ほ場その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務又は肥料の施用に係る場所にある場合に立ち入り、肥料、その原料若しくは業務若しくは肥料の施用の状況に関する帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。						
2 (略) 3 都道府県知事は、<u>肥料の取締り上必要があると認めるときは</u>、その職員に、販売業者の事業場、倉庫その他肥料の販売の業務に係る場所にある場合に立ち入り、肥料若しくは業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。 4 5 6 7 (略)	(行政処分) 第三十一条 農林水産大臣は、<u>その登録若しくは仮登録をした普通肥料又はその届出に係る指定配合肥料</u>の生産業者又は輸入業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、これらの者に対し、<u>当該肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができる。</u>						
2 都道府県知事は、その届出に係る販売業者、その登録した普通肥料若しくはその届出に係る<u>指定配合肥料</u>の生産業者又はその届出に係る特殊肥料の生産業者若しくは輸入業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき	(表示事項を表示せず)						

、当該肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又は生産業者について当該肥料の登録を取り消すことができる。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、登録若しくは仮登録をした普通肥料、指定混合肥料又は特殊肥料を通常の施用方法に従い施用する場合に、植物に害があると認められるに至った場合において、その被害の発生を防止するため必要があるときは、当該肥料について、農林水産大臣にあつてはその登録若しくは仮登録をした普通肥料又はその届出に係る指定混合肥料の生産業者又は輸入業者に対し、都道府県知事にあつては前項に規定する生産業者、輸入業者又は販売業者に対し、その譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができる。

4 6 (略)

7 第一項から第四項までの処分（登録又は仮登録の取消しを除く。）をしたときは、農林水産大臣にあつては全ての都道府県知事に、都道府県知事にあつては農林水産大臣及び全ての都道府県知事に、速やかにその旨を通知しなければならない。

(登録及び仮登録の制限)

第三十二条 第三十一条第一項から第三項までの規定により登録又は仮登録を取り消された者は、取消しの日から一年間は、当該普通肥料と同一のもの（名称が異なる場合を含む。）について更に登録又は仮登録を受けることができない。

(外国生産肥料の登録及び仮登録)

第三十三条の二 外国において本邦に輸出される普通肥料（指定混合肥料を除く。）を業として生産する者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、公定規格が定められている普通肥料については農林水産大臣の登録を、公定規格が定められていない普通肥料については農林水産大臣の仮登録を受けることができる。

、又は遵守事項を遵守しない場合を除く。）は、これらの者に対し、当該肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又は生産業者について当該肥料の登録を取り消すことができる。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、登録若しくは仮登録をした普通肥料、指定配合肥料又は特殊肥料を通常の施用方法に従い施用する場合に、植物に害があると認められるに至った場合において、その被害の発生を防止するため必要があるときは、農林水産大臣にあつては第一項に規定する当該肥料に係る生産業者又は輸入業者に対し、都道府県知事にあつては前項に規定する当該肥料に係る生産業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができる。

4 6 (略)

7 第一項から第四項までの処分（登録又は仮登録の取消しを除く。）をしたときは、農林水産大臣にあつてはすべての都道府県知事に、都道府県知事にあつては農林水産大臣及びすべての都道府県知事に、速やかにその旨を通知しなければならない。

(登録及び仮登録の制限)

第三十二条 第三十一条第一項から第三項までの規定により登録又は仮登録を取り消された者は、取消しの日から一年間は、当該普通肥料について更に登録又は仮登録を受けることができない。

(外国生産肥料の登録及び仮登録)

第三十三条の二 外国において本邦に輸出される普通肥料（指定配合肥料を除く。）を業として生産する者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、公定規格が定められている普通肥料については農林水産大臣の登録を、公定規格が定められていない普通肥料については農林水産大臣の仮登録を受けることができる。

2・3	2・3	2・3	2・3
(略)	(略)	(略)	(略)
4	4	4	4
登録外国生産業者は、その生産又は販売の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、 <u>農林水産省令で定めるところにより</u> 、第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものを生産したときは、その名称、 <u>数量及び原料その他の</u> <u>農林水産省令で定める事項</u> を、当該肥料を販売したときは、その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載し、その記載した事項をその国内管理人に通知するとともに、その帳簿を二年間保存しなければならない。	登録外国生産業者は、その生産又は販売の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものを生産したときは、 <u>毎日</u> 、その名称 <u>及び数量</u> を、当該肥料を販売したときは、 <u>その都度</u> 、その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載し、その記載した事項をその国内管理人に通知するとともに、その帳簿を二年間保存しなければならない。	登録外国生産業者は、その生産又は販売の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、 <u>農林水産省令で定めるところにより</u> 、第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものを生産したときは、その名称、 <u>数量及び原料その他の</u> <u>農林水産省令で定める事項</u> を、当該肥料を販売したときは、その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載し、その記載した事項をその国内管理人に通知するとともに、その帳簿を二年間保存しなければならない。	登録外国生産業者は、その生産又は販売の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、 <u>農林水産省令で定めるところにより</u> 、第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものを生産したときは、その名称、 <u>数量及び原料その他の</u> <u>農林水産省令で定める事項</u> を、当該肥料を販売したときは、その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載し、その記載した事項をその国内管理人に通知するとともに、その帳簿を二年間保存しなければならない。
5	5	5	5
(略)	(略)	(略)	(略)
6	6	6	6
第六条から第八条まで、第九条第一項から第三項まで、第十条、第十二条、第十四条（第三号を除く。）並びに第十六条第一項から第三項までの規定は第一項の規定による登録又は仮登録に、第九条第四項、第十一条、第十三条、第十三条の二、第十五条、 <u>第十七条第一項本文（第十二号及び第十三号を除く。）</u> 、 <u>第二十条、第二十一条第一項、第二十二条の三第一項から第三項まで及び第二十五条（第二号を除く。）</u> の規定は登録外国生産業者に、第十三条の三の規定は第一項の規定による登録又は仮登録に係る特定普通肥料に、第二十六条の規定は登録外国生産業者及びその国内管理人に、第二十九条第一項の規定は国内管理人に準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣又は都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第六条第一項第一号中「氏名及び住所」とあるのは「第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けようとする者及びその者が同条第二項の規定により選任した者の氏名並びに住所」と、同項第四号中「生産業者にあつては生産する」とあるのは「生産する」と、第十一条中「生産業者にあつては、その写」とあるのは「その写し」と、第十三条第一項中「二週間」とあるのは「三十日」と、同項第二号中「生産業者にあつては生産する」とあるのは「生産する」と、同条第二項中「二週間」とあるのは「三十日」と、第十四条第二号中「生産又は輸入」とあるのは「生産」と、第十六条第一	第六条から第八条まで、第九条第一項から第三項まで、第十条、第十二条、第十四条（第三号を除く。）並びに第十六条第一項から第三項までの規定は第一項の規定による登録又は仮登録に、第九条第四項、第十一条、第十三条、第十三条の二、第十五条、 <u>第十七条第一項（ただし書を除く。）</u> 、 <u>第二十条、第二十一条及び第二十五条</u> の規定は登録外国生産業者に、第十三条の三の規定は第一項の規定による登録又は仮登録に係る特定普通肥料に、第二十六条の規定は登録外国生産業者及びその国内管理人に、第二十九条第一項の規定は国内管理人に準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣又は都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第六条第一項第一号中「氏名及び住所」とあるのは「第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けようとする者及びその者が同条第二項の規定により選任した者の氏名並びに住所」と、同項第四号中「生産業者にあつては生産する」とあるのは「生産する」と、第十一条中「生産業者にあつては、その写」とあるのは「その写し」と、第十三条第一項中「二週間」とあるのは「三十日」と、同項第二号中「生産業者にあつては生産する」とあるのは「生産する」と、同条第二項中「二週間」とあるのは「三十日」と、第十四条第二号中「生産又は輸入」とあるのは「生産」と、第十六条第一項から第三項まで」とあるのは「第三十三条の五第一項」と、	第六条から第八条まで、第九条第一項から第三項まで、第十条、第十二条、第十四条（第三号を除く。）並びに第十六条第一項から第三項までの規定は第一項の規定による登録又は仮登録に、第九条第四項、第十一条、第十三条、第十三条の二、第十五条、 <u>第十七条第一項（ただし書を除く。）</u> 、 <u>第二十条、第二十一条及び第二十五条</u> の規定は登録外国生産業者に、第十三条の三の規定は第一項の規定による登録又は仮登録に係る特定普通肥料に、第二十六条の規定は登録外国生産業者及びその国内管理人に、第二十九条第一項の規定は国内管理人に準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣又は都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第六条第一項第一号中「氏名及び住所」とあるのは「第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けようとする者及びその者が同条第二項の規定により選任した者の氏名並びに住所」と、同項第四号中「生産業者にあつては生産する」とあるのは「生産する」と、第十一条中「生産業者にあつては、その写」とあるのは「その写し」と、第十三条第一項中「二週間」とあるのは「三十日」と、同項第二号中「生産業者にあつては生産する」とあるのは「生産する」と、同条第二項中「二週間」とあるのは「三十日」と、第十四条第二号中「生産又は輸入」とあるのは「生産」と、第十六条第一項から第三項まで」とあるのは「第三十三条の五第一項」と、	第六条から第八条まで、第九条第一項から第三項まで、第十条、第十二条、第十四条（第三号を除く。）並びに第十六条第一項から第三項までの規定は第一項の規定による登録又は仮登録に、第九条第四項、第十一条、第十三条、第十三条の二、第十五条、 <u>第十七条第一項（ただし書を除く。）</u> 、 <u>第二十条、第二十一条及び第二十五条</u> の規定は登録外国生産業者に、第十三条の三の規定は第一項の規定による登録又は仮登録に係る特定普通肥料に、第二十六条の規定は登録外国生産業者及びその国内管理人に、第二十九条第一項の規定は国内管理人に準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣又は都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第六条第一項第一号中「氏名及び住所」とあるのは「第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けようとする者及びその者が同条第二項の規定により選任した者の氏名並びに住所」と、同項第四号中「生産業者にあつては生産する」とあるのは「生産する」と、第十一条中「生産業者にあつては、その写」とあるのは「その写し」と、第十三条第一項中「二週間」とあるのは「三十日」と、同項第二号中「生産業者にあつては生産する」とあるのは「生産する」と、同条第二項中「二週間」とあるのは「三十日」と、第十四条第二号中「生産又は輸入」とあるのは「生産」と、第十六条第一項から第三項まで」とあるのは「第三十三条の五第一項」と、

項中「第三十一条第一項から第三項まで」とあるのは「第三十三条の五第一項」と、同項第六号中「生産業者又は輸入業者」とあるのは「第三十三条の二第二項の規定による登録若しくは仮登録を受けた者及びその者が同条第二項の規定により選任した者」と、同条第二項中「第十三条第一項又は第四項」とあるのは「第十三条第一項若しくは第四項又は第三十三条の二第三項」と、第十三条第一項中「普通肥料を生産し、又は輸入した」とあるのは「第三十三条の二第二項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものを生産した」と、「生産業者保証票又は輸入業者保証票」とあるのは「生産業者保証票」と、同項第五号中「生産し、又は輸入した」とあるのは「生産した」と、同項第六号中「生産業者にあつては生産した」とあるのは「生産した」と、同項第十一号中「仮登録を受けた肥料又は指定混合肥料にあつてはその旨」とあるのは「第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料である旨」と、第二十条中「第十七条第一項各号若しくは第二項各号又は第十八条第一項各号」とあるのは「第十七条第一項各号」と、**第二十二條の三第三項中**「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十五条及び第二十六条中「その生産し、輸入し、又は販売する肥料」とあるのは「第三十三条の二第二項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるもの」と読み替えるものとする。

(国内管理人に係る立入検査等)
第三十三条の三 農林水産大臣は、**この法律の施行に必要な限度に**

おいて、その職員に、国内管理人の事務所その他その業務に係る場所

2・3 (略)

(外国生産肥料の輸入)

同項第六号中「生産業者又は輸入業者」とあるのは「第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受けた者及びその者が同条第二項の規定により選任した者」と、同条第二項中「第十三条第一項又は第四項」とあるのは「第十三条第一項若しくは第四項又は第三十三条の二第三項」と、第十七条第一項中「普通肥料を生産し、又は輸入した」とあるのは「第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものを生産した」と、「生産業者保証票又は輸入業者保証票」とあるのは「生産業者保証票」と、同項第五号中「生産し、又は輸入した」とあるのは「生産した」と、同項第六号中「生産業者にあつては生産した」とあるのは「生産した」と、同項第十一号中「仮登録を受けた肥料又は指定配合肥料にあつてはその旨」とあるのは「第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料である旨」と、第二十条中「第十七条第一項各号若しくは第二項各号又は第十八条第一項各号」とあるのは「第十七条第一項各号」と、**並びに生産業者保証票又は輸入業者保証票にあつては」とあるのは「並びに」と、第二十一條中**「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十五条及び第二十六条中「その生産し、輸入し、又は販売する肥料」とあるのは「第三十三条の二第二項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるもの」と読み替えるものとする。

(国内管理人に係る立入検査等)
第三十三条の三 農林水産大臣は、**肥料の取締り上必要があると認**

めるときは、その職員に、国内管理人の事務所その他その業務に係る場所

2・3 (略)

(外国生産肥料の輸入)

第三十三条の四 第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料の輸入業者は、その事業を開始する一週間前までに、農林水産大臣に、次に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、当該輸入業者が当該肥料の登録外国生産業者又はその国内管理人である場合は、この限りでない。

一 三 (略)
2 4 (略)

(外国生産肥料の登録の取消し等)

第三十三条の五 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録外国生産業者に対し、その登録又は仮登録を取り消すことができる。

一 (略)

二 第三十三条の二第六項において読み替えて準用する第二十二

三・四 (略)

五 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、登録外国生産業者に対しその業務に関して報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員又はセンターに、登録外国生産業者の事業場、倉庫その他第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものの生産又は販売の業務に関係がある場所において、当該肥料、その原料若しくは業務に関する帳簿書類についての検査をさせ、関係者に質問をさせ、又は検査のため必要な最小量の当該肥料若しくはその原料を無償で提供するように要請をさせようとした場合において、その検査若しくは要請が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

第三十三条の四 第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料の輸入業者は、その事業を開始する二週間前までに、農林水産大臣に、次に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、当該輸入業者が当該肥料の登録外国生産業者又はその国内管理人である場合は、この限りでない。

一 三 (略)
2 4 (略)

(外国生産肥料の登録の取消し等)

第三十三条の五 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録外国生産業者に対し、その登録又は仮登録を取り消すことができる。

一 (略)

二 第三十三条の二第六項において準用する第二十一条の規定による請求に応じなかつたとき。

三・四 (略)

五 農林水産大臣がこの法律の目的を達成するため必要があると認めて登録外国生産業者に対しその業務に関して報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 農林水産大臣が、肥料の取締り上必要があると認めて、その職員又はセンターに、登録外国生産業者の事業場、倉庫その他第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものの生産又は販売の業務に関係がある場所において、当該肥料、その原料若しくは業務に関する帳簿書類についての検査をさせ、関係者に質問をさせ、又は検査のため必要な最小量の当該肥料若しくはその原料を無償で提供するように要請をさせようとした場合において、その検査若しくは要請が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

七十一（略）	2（略）	3 第一項の規定により登録又は仮登録を取り消された者は、取消しの日から一年間は、当該普通肥料と同一のもの（名称が異なる場合を含む。）について更に登録又は仮登録を受けることができない。	4 第三十三条第一項の規定は第三十三条の二第六項において準用する第十三条の三第一項の規定による変更の登録又は仮登録の処分について、第三十三条第二項の規定は第三十三条の二第六項において準用する第九条第三項若しくは第十三条の三第一項の規定若しくは第一項の規定による登録若しくは仮登録の取消し又は第三十三条の二第六項において準用する第十三条の三第一項の規定による変更の登録若しくは仮登録の処分に係る聴聞について、第三十四条第二項及び第三項の規定は第三十三条の二第六項において準用する第十三条の二第一項の規定による変更の登録又は仮登録の申請に対する処分又はその不作為について準用する。	（事務の区分）	第三十五条の三 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	一 第四条第一項及び第三項、第六条第一項、第七條第一項、第十条、第十二条第四項、第十三条、第十五条、第十六条第一項、第二項及び第四項、第十六条の二、第二十二條、第二十九條第一項並びに第三十条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	二（略）	三 第三十一条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの以外のもの イ 第十九条第二項の規定の違反に関する処分
七十一（略）	2（略）	3 第一項の規定により登録又は仮登録を取り消された者は、取消しの日から一年間は、当該普通肥料について更に登録又は仮登録を受けることができない。	4 第三十三条第一項の規定は第三十三条の二第六項において準用する第十三条の三第一項の規定による変更の登録又は仮登録の処分について、第三十三条第二項の規定は第三十三条の二第六項において準用する第九条第三項若しくは第十三条の三第一項の規定若しくは第一項の規定による登録若しくは仮登録の取消し又は第三十三条の二第六項において準用する第十三条の三第一項の規定による変更の登録若しくは仮登録の処分に係る聴聞について、第三十四条第二項の規定は第三十三条の二第六項において準用する第十三条の二第一項の規定による変更の登録又は仮登録の申請に対する処分について準用する。	（事務の区分）	第三十五条の三 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	一 第四条第一項及び第二項、第六条第一項、第七條第一項、第十条、第十二条第四項、第十三条、第十五条、第十六条第一項、第二項及び第四項、第十六条の二、第二十二條、第二十九條第一項並びに第三十条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	二（略）	三 第三十一条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの以外のもの イ 第十九条第二項若しくは同項の規定に基づく命令又は第二

ロ (略) 四・五 (略)	第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	一 <u>第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十二條第一項又は第三十三條の四第一項の規定による届出をしないで事業を開始し、又は虚偽の届出をした者</u> 二 <u>第十六条の二第三項、第二十二條第二項、第二十三條又は第三十三條の四第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u> 三 (略)	第三十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 <u>第十三條第一項又は第二項の規定による届出若しくは申請をせず、又は虚偽の届出をした者</u>	二 <u>第十三條第四項の規定による届出若しくは申請をしないで名称を変更し、又は虚偽の届出をした者</u> 三 <u>第十五條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u> 四・五 (略)	第三十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。	一・二 (略) 三 <u>第二十二條の三第三項の規定による命令に違反した者</u> 四・七 (略)
<u>十一條</u>の規定の違反に関する処分 ロ (略) 四・五 (略)	第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	一 <u>第十六条の二、第二十二條、第二十三條又は第三十三條の四第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u> (新設)	二 (略)	第三十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 <u>第十三條第一項、第二項若しくは第四項の規定による届出若しくは申請をせず、若しくは第十五條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u> (新設)	二・三 (略)	第三十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一・二 (略) 三 <u>第二十一條の規定による命令に違反した者</u> 四・七 (略)

改正部分について、**赤字**：令和2年12月施行予定、
青字：令和3年12月施行予定、黒字：公布日施行

二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十一条関係）

改正案			現行		
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。			別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。		
法律	事務	法律	法律	事務	法律
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 第四条第一項及び第三項、第六条第一項、第七条第一項、第十条、第十二条第四項、第十三条、第十五条、第十六条第一項、第二項及び第四項、第十六条の二、第二十二條、第二十九條第一項並びに第三十條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 (略) 三 第三十一条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げるものの以外のもの イ 第十九条第二項の規定の違反に関する処分 ロ (略) 四・五 (略)	肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 第四条第一項及び第二項、第六条第一項、第七条第一項、第十条、第十二条第四項、第十三条、第十五条、第十六条第一項、第二項及び第四項、第十六条の二、第二十二條、第二十九條第一項並びに第三十條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 (略) 三 第三十一条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げるものの以外のもの イ 第十九条第二項若しくは同項の規定に基づく命令又は第二十一条の規定の違反に関する処分 ロ (略) 四・五 (略)		

（傍線部分は改正部分）

改正部分について、**赤字**：令和２年12月施行予定、
青字：令和３年12月施行予定、**黒字**：公布日施行

三 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
2 4 (略) （定義） 第二条 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるものうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する肥料を除く。）をいう。	2 4 (略) （定義） 第二条 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるものうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する肥料を除く。）をいう。

四 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（他の法令との関係） 第五十五条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、第七条第一項、第八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二、第九条第一項、第十条第一項及び第十二項、第十二条、第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十八条、第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第三項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項並びに第四十二条の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第二十四条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項及び第三十四条の規定を、第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第八条の二、第十二条、第十六条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十三条第三項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条及び第四十二条の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第八条の二、第十二条、第十六条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十三条第三項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条及び第四十二条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。 一・二 （略） 三 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する普通肥料 四・五 （略）	（他の法令との関係） 第五十五条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、第七条第一項、第八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二、第九条第一項、第十条第一項及び第十二項、第十二条、第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十八条、第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第三項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項並びに第四十二条の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第二十四条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項及び第三十四条の規定を、第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第八条の二、第十二条、第十六条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十三条第三項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条及び第四十二条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。 一・二 （略） 三 肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する普通肥料 四・五 （略）

改正部分について、赤字：令和2年12月施行予定、
青字：令和3年12月施行予定、黒字：公布日施行

五 地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（土壌改良資材の表示の基準） 第十一条 農林水産大臣は、植物の栽培に資するため土壌の性質に 変化をもたらすことを目的として土地に施される物（肥料の品質 の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二条 第一項に規定する肥料にあつては、植物の栄養に供すること又は 植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらすことと併せ て土壌に化学的変化以外の変化をもたらすことを目的として土地 に施される物に限る。以下「土壌改良資材」という。）のうち、 その消費者が購入に際し品質を識別することが著しく困難であり 、かつ、地力の増進上その品質を識別することが特に必要である ためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして 政令で定める種類のものについて、その種類ごとに、次に掲げる 事項につき表示の基準となるべき事項を定め、これを告示するも のとする。 一・二 （略）	（土壌改良資材の表示の基準） 第十一条 農林水産大臣は、植物の栽培に資するため土壌の性質に 変化をもたらすことを目的として土地に施される物（肥料取締法 （昭和二十五年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する肥料 にあつては、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するた め土壌に化学的変化をもたらすことと併せて土壌に化学的変化以 外の変化をもたらすことを目的として土地に施される物に限る。 以下「土壌改良資材」という。）のうち、その消費者が購入に際 し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、地力の増進上 その品質を識別することが特に必要であるためその品質に関する 表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定める種類のも のについて、その種類ごとに、次に掲げる事項につき表示の基準 となるべき事項を定め、これを告示するものとする。 一・二 （略）

改正部分について、**赤字**：令和2年12月施行予定、
青字：令和3年12月施行予定、黒字：公布日施行

六 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（業務の範囲） 第十条（略） 2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一 三（略） 四 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条の二第一項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第三十三条の三第二項の規定による立入検査及び質問 五 九（略）	（業務の範囲） 第十条（略） 2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一 三（略） 四 肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条の二第一項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第三十三条の三第二項の規定による立入検査及び質問 五 九（略）

改 正 案	現 行
（肥料の品質の確保等に関する法律の特例） 第二十二條 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第二十二條第一項又は第二十三條第一項の届出をしなければなら ないものが、第十一條第一項の登録又は第十九條第一項の認定を 受けて特殊肥料（同法第二條第二項に規定する特殊肥料をいう。 以下同じ。）の生産又は販売を行うおうとする場合において、その 者が第十一條第一項の登録を受け、又は第十九條第一項の認定を 受けたときは、同法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の届 出があつたものとみなす。 2 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、肥料の品質の確保等に関する法律第二十二條第一項又は第二十三條第一項の届 出をしているもの（前項の規定により当該届出をしたものとみな される者を除く。）が、第十一條第一項の登録又は第十九條第一 項の認定を受けて再生利用事業を行うおうとする場合であり、かつ 、当該再生利用事業を行うに当たり同法第二十二條第二項又は第 二十三條第二項の規定による届出をしなければならない場合にお いて、その者が第十一條第一項の登録を受け、又は第十九條第一 項の認定を受けたときは、同法第二十二條第二項又は第二十三條 第二項の届出があつたものとみなす。 3 登録再生利用事業者又は認定事業者が再生利用事業を行つてい る場合（次項に規定する場合を除く。）において、肥料の品質の確保等に関する法律第二十二條第一項又は第二十三條第一項の規 定による届出をしなければならない事項について第十一條第五項 の届出をし、又は第二十條第一項の変更の認定を受けたときは、	（肥料取締法の特例） 第二十二條 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第二十二條第一項又は第二十三條第一項の届出をしなければならないものが、第十一條 第一項の登録又は第十九條第一項の認定を受けて特殊肥料（同法 第二條第二項に規定する特殊肥料をいう。以下同じ。）の生産又 は販売を行うおうとする場合において、その者が第十一條第一項の 登録を受け、又は第十九條第一項の認定を受けたときは、同法第 二十二條第一項又は第二十三條第一項の届出があつたものとみな す。 2 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、肥料取締法第 二十二條第一項又は第二十三條第一項の届出をしているもの（前 項の規定により当該届出をしたものとみなされる者を除く。）が 、第十一條第一項の登録又は第十九條第一項の認定を受けて再生 利用事業を行うおうとする場合であり、かつ、当該再生利用事業を 行うに当たり同法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の規定 による届出をしなければならない場合において、その者が第十一 條第一項の登録を受け、又は第十九條第一項の認定を受けたとき は、同法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の届出があつた ものとみなす。 3 登録再生利用事業者又は認定事業者が再生利用事業を行つてい る場合（次項に規定する場合を除く。）において、肥料取締法第 二十二條第一項又は第二十三條第一項の規定による届出をしなけ ればならない事項について第十一條第五項の届出をし、又は第二 十條第一項の変更の認定を受けたときは、同法第二十二條第一項

改正部分について、**赤字**：令和2年12月施行予定、
青字：令和3年12月施行予定、**黒字**：公布日施行

同法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の届出があつたものとみなす。 4 登録再生利用事業者又は認定事業者が特殊肥料の生産又は販売を行つてゐる場合において、肥料の品質の確保等に関する法律第二十二條第二項又は第二十三條第二項の規定による届出をしなればならない事項について第十一條第五項の届出をし、又は第二十二條第一項の変更の認定を受けたときは、同法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の届出があつたものとみなす。	又は第二十三條第一項の届出があつたものとみなす。 4 登録再生利用事業者又は認定事業者が特殊肥料の生産又は販売を行つてゐる場合において、肥料取締法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の規定による届出をしなればならない事項について第十一條第五項の届出をし、又は第二十二條第一項の変更の認定を受けたときは、同法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の届出があつたものとみなす。
--	--

改 正 案	現 行
（委員会の意見の聴取） 第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。 一・二 （略） 三 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三条の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第四条第一項第四号の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第七条第一項若しくは第八条第三項（これらの規定を同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定普通肥料についての登録若しくは仮登録をしようとするとき、同法第十三条の二第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をしようとするとき、又は同法第十三条の三第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をし、若しくはその登録若しくは仮登録を取り消そうとするとき。 四 〃十四 （略） 2・3 （略）	（委員会の意見の聴取） 第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。 一・二 （略） 三 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三条の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第四条第一項第四号の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第七条第一項若しくは第八条第三項（これらの規定を同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定普通肥料についての登録若しくは仮登録をしようとするとき、同法第十三条の二第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をしようとするとき、又は同法第十三条の三第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をし、若しくはその登録若しくは仮登録を取り消そうとするとき。 四 〃十四 （略） 2・3 （略）

改正部分について、**赤字**：令和２年12月施行予定、
青字：令和３年12月施行予定、黒字：公布日施行

九 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十三号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （再生利用事業計画に関する経過措置） 第三条 この法律による改正前の食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（次条において「旧法」という。）第十八条第一項の規定を受けた再生利用事業計画及びこの法律の施行後に次条の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた再生利用事業計画に関する計画の変更の認定及び取消し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）の特例並びに報告の徴収及び立入検査については、なお従前の例による。	附 則 （再生利用事業計画に関する経過措置） 第三条 この法律による改正前の食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（次条において「旧法」という。）第十八条第一項の規定を受けた再生利用事業計画及びこの法律の施行後に次条の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた再生利用事業計画に関する計画の変更の認定及び取消し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）、肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）の特例並びに報告の徴収及び立入検査については、なお従前の例による。

改正部分について、赤字：令和2年12月施行予定、
青字：令和3年12月施行予定、黒字：公布日施行

十 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九 条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三― 第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の 五関係）				別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第 九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三― 第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の 五関係）			
登記、登録、特許、免許、許可、認可 、認定、指定又は技能証明の事項	一、八十七の二（略）			登記、登録、特許、免許、許可、認可 、認定、指定又は技能証明の事項	一、八十七の二（略）		
	八十八 普通肥料の生産又は輸入に係る登録				八十八 普通肥料の生産又は輸入に係る登録		
（一）肥料の品質の確保等に関する法 律（昭和二十五年法律第二百二十七 号）第四条第一項（登録を受ける 義務）の規定により農林水産大臣 がする普通肥料の生産の登録（更 新の登録を除く。）				（一）肥料取締法（昭和二十五年法律 第二百二十七号）第四条第一項（登 録を受ける義務）の規定により農 林水産大臣がする普通肥料の生産 の登録（更新の登録を除く。）			
（略）				（略）			
（二）肥料の品質の確保等に関する法 律第四条第四項の規定による普通 肥料の輸入の登録（更新の登録を 除く。）				（二）肥料取締法第四条第三項の規定 による普通肥料の輸入の登録（更 新の登録を除く。）			
（略）				（略）			
（三）肥料の品質の確保等に関する法 律第五条（仮登録を受ける義務） の規定による普通肥料の生産又は 輸入の仮登録（更新の仮登録を除 く。）				（三）肥料取締法第五条（仮登録を受 ける義務）の規定による普通肥料 の生産又は輸入の仮登録（更新の 仮登録を除く。）			
（略）				（略）			
（四）肥料の品質の確保等に関する法 律第三十三条の二第一項（外国生 産肥料の登録及び仮登録）の登録				（四）肥料取締法第三十三条の二第一 項（外国生産肥料の登録及び仮登 録）の登録又は仮登録（更新の登 録）			
（略）				（略）			
課税標準				課税標準			
税率				税率			

改正部分について、赤字：令和2年12月施行予定、
青字：令和3年12月施行予定、黒字：公布日施行

又は仮登録（更新の登録又は仮登録を除く。）	八十九～百六十（略）

録又は仮登録を除く。）	八十九～百六十（略）